保護者 様

伊丹市教育委員会事務局保 健 体 育 課 長

出席停止の扱いについて

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝 申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止の扱いにつきましては、これまで、「出席停止の扱いについて」等にてお示ししてきたところですが、年明け以降、新たな変異株(オミクロン株)の感染が全国的に確認されるなど、新規感染者数が急増している中、県内においても4か月ぶりに500人を超える状況にあることから、1月15日(土)より当面の間、出席停止の扱いを一部変更することといたします。

つきましては、本趣旨をご理解いただくとともに、下記の基準に基づき、ご対応くださいますようお願いいたします。

また、「健康観察表」を「感染拡大防止用」に変更いたしますので、内容をご確認いただくとともに、引き続き、お子様の毎朝の検温及び健康観察を実施くださいますようお願いいたします。

なお、園児児童生徒やその同居者が濃厚接触者に特定された場合や、PCR 検査を受ける場合は、 決まった時点で、速やかに在籍する学校園へご連絡くださいますよう併せてお願いいたします。

記

<出席停止扱いとするもの(1月15日より)>

- (1) 園児児童生徒が感染した場合 ※ 出席停止の期間は「治癒するまで」とします
 - (2) 園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合
 - ※ 出席停止の期間は原則「感染者と最後に接触した日の翌日から14日間」とします
 - (3) 園児児童生徒が検査(PCR・抗原等)を受診する場合 ※ 出席停止の期間は「陰性であることが確認されるまで」とします
 - (4) 園児児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合(ワクチン接種後を含む)
 - ※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします
 - ※ かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は許可」の診断を受けた場合は、登校可とします

- (5) 同居者が以下の①から③の理由で検査(PCR・抗原等)を受診する場合
 - ①濃厚接触者に特定されたため
 - ②保健所又は医師の指示を受けたため
 - ③発熱や風邪症状等があったため
 - ※ 出席停止の期間は「同居者が陰性であることが確認されるまで」とします
 - ※ 「職場等の方針による検査」、「入院・手術に伴う検査」等は、原則、自宅待機を不要と します。
- (6) 同居者に発熱や風邪症状等がある場合(ワクチン接種後を含む)
 - ※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします
 - ※ ワクチン接種後に発熱等の風邪の症状が見られるときには、副反応であるかに関わらず、 出席停止とします。
 - ※ かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は、登校可とします
 - ※ 園児児童生徒の登校園後に、上記 (5) (6) を把握した場合は、その時点で下校 (待機) することとします (きょうだい含む)
 - ※ 試験当日など、進路に関わる場合等については児童生徒に不利益とならないよう保健所の助 言に基づき、市教委と協議の上で個別に決定し対応することとします。

〔児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い〕

- (1) 児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱い 例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する 場合等においては出席停止措置が可能となるため、学校にご連絡ください。
- (2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、発熱等の風邪の症状が見られるときには、出席停止とします。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合は、詳細な状況を学校にご連絡ください。